

目 次

共済組合

5 保健事業

(1) 人間ドック等検診事業・	2
(2) 被扶養配偶者婦人検診・	3
(3) 特定健康診査・特定保健指導・	3
(4) 福利厚生代行事業(ベネフィット・ステーション)	6
(5) 宿泊施設利用補助・	6
(6) 利用券補助・	7
(7) 芸術鑑賞利用補助・	8
(8) 保育用品配付・	8
(9) ヘルスアップセミナー	9
(10) ライフプランセミナー・	9
(11) 講師派遣事業・	9

5 保健事業

保健事業の内容（詳細）については、毎年度4月に所属所あてに送付している案内冊子をご覧ください。

- 「保健事業のご案内（人間ドック等検診事業）」
- 「保健事業のご案内（人間ドック以外）」



公立学校共済組合ヘルスケアキャラクター

(1) 人間ドック等検診事業

公立学校共済組合高知支部（以下「高知支部」という。）が指定する検診機関で人間ドック及び婦人検診事業（以下「人間ドック等」という。）を実施し、潜在する生活習慣病等を早期に発見することで、組合員（任意継続組合員を含む。）の健康の保持及び増進を図ります。

現職組合員の人間ドック等に関する詳細は、毎年4月に所属所へ送付している冊子『保健事業のご案内』又は高知支部ホームページをご覧ください。

① 対象者

実施年度の4月1日現在において、高知支部の組合員資格を有する組合員（任意継続組合員を含む。）で、次の申込対象者一覧表に該当する者とします。

※ 育児休業・病気休職等による休職者も、対象者に含みます。

※ 組合員には、短期組合員を含みます。

【申込対象者一覧表】

検診区分	組合員区分		性 別	対象年齢
1 日	現職組合員	任意継続組合員	男・女	35 歳以上
婦人 (JA 高知健診センター)	現職組合員		女	30 歳以上 34 歳以下
婦人 (高知検診クリニック)	現職組合員		女	25 歳以上 34 歳以下

※ 対象年齢は、実施年度における4月1日現在の年齢となります。

② 実施期間（受診期間）

6月上旬から翌年3月中旬まで

（実施期間は目安です。また、検診機関により異なります。）

③ 検診機関

検 診 機 関		検診 区分	組合員区分	
名 称	所 在 地		現職組合員	任意継続組合員
公立学校共済組合四国中央病院	愛媛県四国中央市川之江町 2233	1 日	○	○
J A 高知健診センター	南国市明見字中野 526-1	1 日	○	○
		婦人	○	×
高知県総合保健協会	(中央) 高知市棧橋通 6-7-43	1 日	○	○
	(幡多) 宿毛市山奈町芳名 3-9	1 日	○	○
いずみの病院	高知市薊野北町 2-10-53	1 日	○	×
高知西病院	高知市神田 317-12	1 日	○	×
土佐市民病院	土佐市高岡町甲 1867	1 日	○	×
中村クリニック	四万十市中村大橋通 7-1-10	1 日	○	○
高知検診クリニック	高知市知寄町 2-4-36	1 日	○	○
		婦人	○	×

※ 実施定員及び自己負担金については、毎年4月に所属所へ送付している冊子『保健事業のご案内』又は高知支部ホームページをご覧ください。

(2) 被扶養配偶者婦人検診

高知支部が指定する検診機関で被扶養配偶者（女性）を対象に被扶養配偶者婦人検診事業（以下「配偶者婦人検診」という。）を実施し、潜在する生活習慣病等を早期に発見することで、被扶養配偶者（女性）の健康の保持及び増進を図ります。

① 対象者

30 歳以上の偶数年齢の高知支部の被扶養配偶者（任意継続組合員の被扶養配偶者を除く。）で、配偶者婦人検診受診日において引き続き被扶養配偶者資格を有する者。なお、対象年齢は、実施年度における 4 月 1 日現在の年齢となります。

② 実施期間（受診期間）

6 月上旬から翌年 3 月中旬まで（実施期間は目安です。）

③ 検診機関

名 称	所在地	検診区分
高知県総合保健協会	高知市栈橋通 6-7-43	配偶者婦人検診

※ 実施定員及び自己負担金については、実施前に所属所及び対象者へ通知する実施要項をご覧ください。

(3) 特定健康診査・特定保健指導

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防を目的とした特定健康診査及び特定保健指導を実施します。

① 特定健康診査

ア 対象者

40 歳から 74 歳までの組合員（任意継続組合員を含む。）及び被扶養者で、年度当初（4 月 1 日）から 1 年間を通じて組合員（又は被扶養者）であることが見込まれる方。

※ 組合員資格を喪失した方及び被扶養者認定取消となった方は、喪失日（又は認定取消日）以降に受診することはできません。なお、年齢が 75 歳に到達した場合も受診できません。

※ 海外居住者、妊産婦、6 か月以上の長期入院者等、一定の条件に該当した方は、対象外となります。

a 組合員

現職組合員については、高知支部が実施する人間ドック及び労働安全衛生法や学校保健安全法に基づき事業主（地方公共団体等）が実施する定期健康診断等（以下「定期健診」という。）の検査結果を受領することにより特定健康診査を受けたものと見なすため、特定健康診査は実施しません。

ただし、人間ドックと定期健診のいずれも受診対象とならない組合員（一部の短期組合員）については、特定健康診査の対象となります。特定健康診査受診を希望される場合は、高知支部まで連絡してください。

b 被扶養者（被扶養配偶者婦人検診決定者を除く。）

対象者の自宅あてに高知支部から「特定健康診査受診券（セット券）」を送付します。（7 月頃）

※ 年度途中で被扶養者となった方で特定健康診査受診を希望される場合は、高知支部まで連絡してください。

※ セット券は、特定健康診査の結果から特定保健指導の該当となった方について、特定健康診査当

日に特定保健指導（無料）の初回面接を受けられるものです。（当日初回面接が受けられる医療機関は、高知支部ホームページをご覧ください。）

イ 自己負担額

無料

ウ 実施期間

特定健康診査受診券の発行日以降当年度末3月31日まで

エ 検査項目

基本的な健診	診 察	服薬歴、喫煙歴、自覚症状、他覚症状	
	身体測定	身長、体重、腹囲、BMI	
	血圧測定	血圧	
	採 血	空腹時血糖又は随時血糖*、HbA1c*（*はいずれかの実施で可。） 中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール	
		肝機能検査	AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ-GT（γ-GTP）
	検 尿	尿糖、尿蛋白	
詳細な健診	心電図検査・眼底検査・貧血検査・血清クレアチニン検査 ※医師の判断に基づいて実施されるものです。全ての方が受けるものではありません。		

オ 受診機関

「特定健康診査受診券」送付時に同封しているリーフレット又は高知支部ホームページをご覧ください。

② 特定保健指導

ア 対象者

特定健康診査（人間ドック及び定期健診を含む。）の検査結果をもとにリスク判定（階層化）を行った結果、生活習慣病の発症リスクが高い方を対象とします。受診対象となった方には、リスクに応じて「動機付け支援」又は「積極的支援」をご案内します。

※ 退職や異動、被扶養者認定取消により組合員や被扶養者の資格を喪失した場合は、実施（有効）期間内であっても利用できません。また、既に特定保健指導を実施している場合は、原則として中止となります。

a 動機付け支援

メタボリックシンドロームの予備群と判定され、リスクが出はじめた方です。

初回面談で生活習慣病の改善について、医師や保健師、管理栄養士等の専門職と一緒に考えます。

具体的な行動目標を立て、3か月以上経過後に生活習慣の様子や腹囲・体重を伺います。

b 積極的支援

メタボリックシンドロームの該当者として判断され、リスクが高まった方です。

初回面談で生活習慣の改善について、医師や保健師、管理栄養士等の専門職と一緒に考えます。

行動改善目標が続けられるように、定期的な連絡を取りながら、3か月以上継続したサポートをします。3か月以上経過後に生活習慣の様子や腹囲・体重を伺います。

《 特定保健指導の対象者基準 》

腹囲	追加リスク (※)	喫煙歴	対象	
	①血糖 ②脂質 ③血圧		40～64 歳	65～74 歳
$\geq 85\text{cm}$ (男性) $\geq 90\text{cm}$ (女性)	2 つ以上該当		積極的支援	動機付け支援
	1 つ該当	あり		
		なし		
上記以外で $\text{BMI} \geq 25$	3 つ該当		積極的支援	動機付け支援
	2 つ該当	あり		
		なし		
	1 つ該当			

※ 追加リスクの該当基準

- ① 血糖・・・空腹時血糖が 100mg/dl 以上、または HbA1c が 5.6% 以上
- ② 脂質・・・中性脂肪 150mg/dl 以上、または HDL コレステロール 40mg/dl 未満
- ③ 血圧・・・収縮期 130mmHg 以上、または拡張期 85mmHg 以上

イ 自己負担額

無料

ウ 実施期間

原則として、高知支部が交付する「特定保健指導利用券」の券面に記載している期限までに初回の面接指導を受けてください。

エ 受診方法

a 個別訪問型特定保健指導を受診する場合

組合員に対する特定保健指導は、高知支部が業務を委託する株式会社ベネフィット・ワンの担当専門職から所属所を経由して電話連絡を行い、面談日程等の調整を行ったうえで、訪問面談を実施します。(希望により、ICT (オンライン) 面談も可能です。)

被扶養者及び任意継続組合員は、利用申込書を提出していただき、担当専門職から電話連絡を行い、面接日程等の調整を行ったうえで訪問面談を実施します。

b 上記以外

特定保健指導利用券の送付時に同封する実施機関一覧表から希望する受診機関を選択し、事前に電話予約を行ったうえで、利用券と組合員証等を持参し受診してください。(実施機関一覧は高知支部ホームページでも閲覧できます。)

(4) 福利厚生代行事業（ベネフィット・ステーション）

組合員（任意継続組合員を除く。）及びその家族（2親等内）を対象に宿泊施設、フィットネスクラブ、飲食店、育児、介護、各種レジャー、自己啓発など幅広いメニューでの割引（会員優待価格）が受けられます。サービスの詳細についてはベネフィット・ステーションのホームページをご覧ください。

① 会員証等の送付及び利用開始日

原則として、組合員資格取得日の属する月の翌月下旬に会員証が届き、**資格取得日の翌々月1日から利用開始となります。**（例：4月に資格取得した方は6月1日から利用可能。）会員証とサービス案内チラシが封入された封筒は所属所住所へ送付します。

※ 会員証を紛失されてもサービスは利用できます。

※ 資格取得日が同じ方でも共済組合の組合員データ登録時期等により開始月が異なることがありますのでご了承ください。

② 利用方法

- a 初めて利用する際には「ベネアカウント」の登録が必要です。ベネアカウント登録画面から、**団体ID、認証キー1、認証キー2**を入力して初回ログインを行ってください。
- b ベネアカウント登録後はご自身が登録したメールアドレスとパスワードでログインしてください。

団体ID：C00026B6A

認証キー1：組合員番号

認証キー2：生年月日（西暦の8桁で入力。例：19900101）

【認証キー1の入力の注意事項】

組合員番号にアルファベット「p」を含む組合員は、「p」を「0」に置き換えて、6桁の数字を入力してください。（例）組合員番号 p09999 → 認証キー1 009999

③ ベネフィット・ステーション カスタマーセンター（サービス内容、利用方法等）

TEL 0800-100-3300 受付時間 [全日] 10:00～18:00（年末年始除く）

(5) 宿泊施設利用補助

組合員（任意継続組合員を除く。）及びその被扶養者が高知宿泊所「高知会館」を公務以外で宿泊利用する際に、宿泊料の一部を補助します。

① 宿泊施設利用補助対象施設

施設名称	施設の所在地	電話番号
高知宿泊所 高知会館	〒780-0870 高知市本町 5-6-42	088-823-7123

② 補助金額

1人1泊につき、2,500円

③ 補助回数

組合員とその被扶養者の利用回数を通算することとし、年度内に12回（泊）を限度とします。

④ 利用方法

高知会館を宿泊利用（チェックイン）する際に、フロントで宿泊者全員分の本人確認書類等（※）を提示してください。

本人確認書類等（※）・・・運転免許証、旅券（パスポート）、マイナンバーカード、
マイナポータルの資格情報画面（PDFでも可）、資格確認書、
現行の組合員証・被扶養者証（令和7年12月1日まで） など

その場で「宿泊施設利用補助券」を発行しますので、発行された補助券に確認サイン（氏名）を記入し、提出することで宿泊料から補助金額が差し引かれます。

⑤ 利用上の注意事項

ア 利用できる施設は、高知会館に限られます。

イ 利用される際には資格確認を行う必要がありますので、利用者全員の本人確認書類等（※）を提示してください。（本人確認書類等（※）を所持していない場合は、補助されません。）

ウ 利用する日において組合員資格を喪失している方及び扶養認定を取り消されている方につきましては、対象となりません。（誤って利用された場合は、後日返金いただきます。）

エ 公務出張での利用はできません。

オ 「宿泊施設利用補助券」は、1回の宿泊につき1枚必要です。なお、複数名及び連泊に対応した様式に変更しています。

カ 「宿泊施設利用補助券」の様式は、利用当日に高知会館（フロント）で発行します。

（6） 利用券補助

組合員（任意継続組合員を除く。）が高知宿泊所「高知会館」の食事（宴会及びテイクアウト商品を含む）及び会議室を利用する際に、利用料の一部を補助します。

① 利用券補助対象施設

施設名称	施設の所在地	電話番号
高知宿泊所 高知会館	〒780-0870 高知市本町 5-6-42	088-823-7123

② 補助金額

利用料1,000円につき500円を補助します。利用1回あたりの補助金額は2,000円を限度とし、年度内の補助金額は3,000円を限度とします。（補助金額は利用料の半額以内で500円単位です。）

③ 利用方法

高知会館を利用する際に、フロントで本人確認書類等（※）を提示してください。

本人確認書類等（※）・・・運転免許証、旅券（パスポート）、マイナンバーカード、
マイナポータルの資格情報画面（PDFでも可）、資格確認書、
現行の組合員証（令和7年12月1日まで） など

その場で「利用券」を発行しますので、発行された利用券に確認サイン（氏名）を記入し、提出することで利用料から補助金額が差し引かれます。

④ 利用上の注意事項

- ア 利用できる施設は、高知会館に限られます。
- イ 会議室利用料については、公務上の利用は補助対象外です。慶弔利用等プライベートでの利用に限ります。
- ウ 利用する日において組合員資格を喪失している方につきましては、対象となりません。（誤って利用された場合は、後日返金いただきます。）
- エ 「利用券」は高知会館で発行しますので、利用される際には必ず本人確認書類等（※）を持参してください。
- オ 宴会等で団体利用される場合は、団体利用専用の様式「利用券（団体利用専用）」を高知支部ホームページからダウンロードすることができます。

（７） 芸術鑑賞補助

組合員（任意継続組合員を除く。）及び被扶養者が指定する公演等を鑑賞する際に、入場料の一部を補助します。利用回数に制限はありません。

① 対象となる公演等及び補助金額

毎年４月に所属所へ送付する冊子『保健事業のご案内』又は高知支部ホームページをご覧ください。

※ 公演等については、予告することなく変更となる場合があります。

② 利用方法

高知支部ホームページから「芸術鑑賞利用補助券」をダウンロードし、必要事項を記入・押印（所属所長の証明印を含む。）のうえで、入場券等取扱所に提出することで、入場料の一部が補助されます。

記載・押印漏れや補助券の提出がない場合は入場料が補助されませんので、ご留意願います。

③ 利用上の注意事項

- ア 利用する日において組合員資格を喪失している者及び扶養認定を取り消されている者については、対象となりません。（誤って利用された場合は、後日返金いただきます。）
- イ 「芸術鑑賞利用補助券」は、利用者１人１回につき１枚必要となります。
- ウ 入場券等取扱所へ「芸術鑑賞利用補助券」を提出しない場合は、入場料の補助はありません。
- エ 入場料が予め無料に設定されている者（高校生など）に対する補助はありません。
- オ 前売券の購入に係る補助の取扱いについては、入場券等取扱所で確認してください。

（８） 保育用品配付

出産費又は家族出産費が支給される組合員（任意継続組合員を除く。）に対して、保育用品を配付します。

① 配付用品

保育用品セットの中から組合員が選択した１つを配付します。保育用品セットは毎年４月に所属所へ送付する冊子『保健事業のご案内』又は高知支部ホームページをご覧ください。（ホームページにはイメージ画像も掲載しています。）

② 請求方法

「保育用品請求書」に必要事項を記入のうえ、下記③の必要書類を添えて共済組合へ提出してください。
請求から1～2ヶ月程度で請求書に記載いただいた送付先へ配達されます。

③ 必要書類

次のいずれかを添付してください。ただし、出産費又は家族出産費請求時に予め提出している場合は、省略できます。

- ・出生証明書の写し
- ・戸籍謄本又は戸籍抄本の写し
- ・母子手帳の写し
- ・住民票の写し
- ・医療機関等から交付される出産費用の内訳を記した明細書の写し
- ・医療機関等から交付される出産費用の領収書の写し

④ 請求期間

毎年4月11日から翌年3月19日

※ 3月20日から4月10日までの期間は、配付用品のセット内容の更新時期になるため、請求できません。

⑤ 利用上の注意事項

ア 出産費及び家族出産費の支給される組合員（任意継続組合員を除く。）が対象となります。

イ 「配付用品一覧表」（冊子『保健事業のご案内』又は高知支部ホームページ参照。）の保育用品セットの中から選択した1つを配付します。

ウ 配付用品の内容は毎年変更となりますので、前年度以前の「保育用品請求書」様式は使用しないでください。

エ 保育用品のイメージ画像については、高知支部ホームページで確認できます。

（9）ヘルスアップセミナー

生活習慣の改善を促すことを主たる目的として、必要な知識や健康に関する情報等の提供や運動実演を行うことにより、組合員（任意継続組合員を除く。）及びその配偶者（被扶養者でない配偶者を含む。）の健康に対する関心を高めるセミナーを実施します。

日程などの詳細は、実施前に所属所へ通知する案内をご覧ください。

（10）ライフプランセミナー

組合員を対象に「生涯生活設計」に関するセミナーを実施します。

日程など詳細は、実施前に所属所へ通知する案内をご覧ください。

（11）講師派遣事業

組合員及びその被扶養者の健康づくりに必要な知識等の提供を図るため、健康づくりに関する講習会等に公立学校共済組合直営病院の病院職員を講師として派遣します。

講師派遣に係る派遣料及び旅費は無料です。その他、講習会等の諸費用は利用申込者の負担となります。利用回数に制限はありません。

① 利用方法

高知支部ホームページから「講師派遣事業利用申込書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、原則として、利用希望日の4か月前までに高知支部へ提出してください。（4か月に満たない場合でも日程調整が可能な場合がありますので、高知支部までお問い合わせください。）

事業利用後は、同ホームページから「講師派遣事業実施結果報告書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、利用日から14日以内に高知支部へ提出してください。

② 利用上の注意事項

ア 利用申込みができる者や団体は、高知支部の組合員、所属所又は組合員で構成される団体となります。（ただし、講習会等への参加者の過半数が組合員及び被扶養者である場合に限ります。）

イ 利用を希望する講演テーマは、高知支部ホームページに掲載している「講演テーマ」から選択してください。

ウ 直営病院の体制及び利用時期等により、応じられない場合があります。